大規模小売店舗の届出事項の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和８年11月10日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　アクロスプラザ長岡七日町Ｂ街区

所在地　長岡市福山町字川原427－１外

設置者　第一リース株式会社　他１者

２　変更事項

(1) 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）第一リース株式会社　代表取締役　向島　亨　東京都港区虎ノ門一丁目２番６号　他１者

（変更後）第一リース株式会社　代表取締役　向島　亨　東京都港区虎ノ門二丁目２番３号　他１者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社上州屋　代表取締役　鈴木　健一　東京都足立区千住寿町12番10号　他２者

（変更後）株式会社上州屋　代表取締役　鈴木　淳史　東京都足立区千住寿町12番10号　他２者

３　変更年月日

(1) 令和８年２月24日

(2) 令和８年３月１日　他

４　変更理由

代表者の氏名及び所在地等の変更ため

５　届出年月日

令和８年10月９日

６　縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（なお、長岡市産業支援課でも閲覧ができます。）

７　縦覧期間

令和８年11月10日から令和９年３月10日まで

８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課　小規模企業支援係

電　　話　025－280－5235

Ｅメ ー ル　ngt050100@pref.niigata.lg.jp